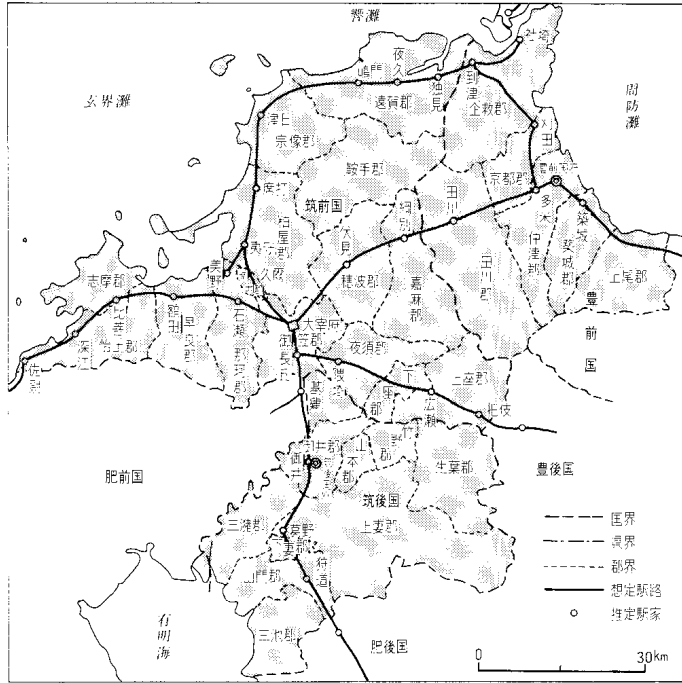


第13図 古代の国界と駅制



(『福岡県の歴史』光文館 1990より)

七 班田収授と条里制

豊前国と班田収授

律令制度の下での農民の生活と直接に大きくかわったのは、班田収授の法であった。大化の改新の詔で「天皇の子代の民、屯倉、臣・連・伴造・国造・村首の所有する部曲の民・田荘をやめよ」として公地・公民制をとることとし、さ

律令制度の下での農民の生活と直接に大きくかわったのは、班田収授の法であった。大化の改新の詔で「天皇の子代の民、屯倉、臣・連・伴造・国造・村首の所有する部曲の民・田荘をやめよ」として公地・公民制をとることとし、さ

らに戸籍・計帳を整えて班田収授の法を行う方針を出した。このような方針は大宝令や養老令が制定される中で整えられて実施されるが、公民が年齢に達すれば一定の土地を与え、死ねば国が収公する仕組みを班田収授の法と呼んでいる。

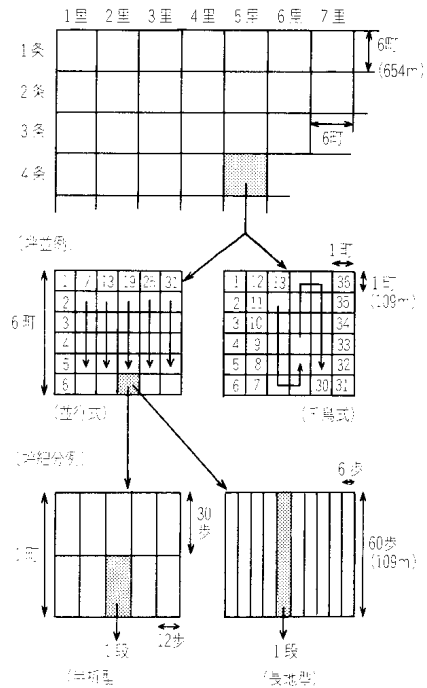
良民は六歳になると男子に二段、女子にはその三分の二、奴婢には良民の三分の一の土地が与えられたが、この土地を口分田という。口分田は耕作者に一生の間の用益権が保証されたが、他人への譲渡や売買は禁じられていた。豊前国の場合は虎尾俊哉氏の研究では、大宝二年（七〇二）の豊前国の戸籍（正倉院文書に仲津郡丁里、上三毛郡塔里、同加自久也里が残る）では授田額が年齢、庸・調の負担者、その他一切の制限なく良民男女、奴婢それぞれに独自の基準授田額で班給され、郡里の違いにも関係しないとされていて、この班田方法は浄御原令に従ったものであるという学説を出されている。

条里制の施行

このような班田収授の法を実施するためには、土地の形を整えて面積を一定にする土地割りが行われるが、この地割法を条里制と言う。それは土地を六町（六五四町）間隔で縦横に区画し、その一つの六町四方（方六町）を里とした。そして東西の里の並びを一里・二里…と数えれば、南北の並びは条と呼び、一条・二条…と数えた。里はさらに一町ごとに縦横に三六に区画され、その一つの一町四方（方一町）を坪とした。坪の数え方には、千鳥式（連続式）と並行式とが見られる。

坪はさらに一段ごとに一〇等分され、これが口分田として法に従って班給された。この一段が一〇・九×一〇九町と細長く区画されたものを長地形地割り、二一・八×五四・五町とするのが半折形地割りと呼んで

第14図 班田収授における土地割り



(古代史復元9「古代の都と村」講談社1991より)

いる。大化の改新の詔(六四六年)や大宝令(七〇一年)によると「およそ田は、長さ三十歩、広さ十二歩を段とせよ。十段を町とせよ」とあるのは、この半折形を指している。(第14図参照)

犀川町の条里遺構

犀川町域での条里遺構としては、古川・続命院地区条里、高屋地区条里、柳瀬地区条里、木井

馬場地区条里、犬丸地区条里などがあり地図上で復元できるが、しかし明治十五年(一八八二)の字小字名調査を見ると現在観察できる条里遺構を越えて広く条里を示す地名が分布しており、条里制開拓が広い範囲にわたっていたことを看取できる。以下各地区ごとに関係地名を示すと

- (花 熊) 三反ヶ坪、九反ヶ坪、五反田
- (続命院) 老丁田、八反田、三反田、五反田、七反田
- (久 富) ロヶ坪、六ノ坪、百畝、七田ヶ坪、半田、二ツ町、二十田
- (古 川) 五反田、丁ヶ坪、十六

条里遺構の現状

最近では各地で条里遺構の消滅が相次いでいる。犀川町も例外ではなく、ほとんどの条里遺構が消滅してしまっ

た。原因は水田の区画整理事業によるもので、条里を無視した耕地の造成と溝や畦畔の付け替えによるものである。特に条里遺構がよく残存していた古川・久富地区での消滅は惜しまれる。ほかには高屋地区・木井馬場地区・犬丸地区の条里も消滅している。かつて京都・行橋平野には広く条里遺構が分布していたが、現在ではごく一部だけに限り、条里の本格的な復元作業と研究が行われないままの消滅は、将来

- (八ッ溝) 老町田、六田
- (大 坂) 半田、三反田、三十田、広坪
- (木 山) 三反田、五反田、八ヶ久保
- (本 庄) 栗ヶ坪、四ノ坪、一丁田
- (山 鹿) 石ヶ坪、七ッ江、七反間、一丁田、三反間、町
- (鑑 畑) 三町田、六丁
- (大 熊) 八反田、栗ヶ坪、五反田、大坪、三反間、六ッ江、二反間
- (喜多良) 三町、五反田、大坪、三反間、六ッ江、二反間
- (崎 山) 一ノ坪、二反田、三ッ町、五ノ坪、四ノ坪、三六、二反田、七ッ江、三反田、栗ヶ坪
- (柳 瀬) 石ノ坪、八反坪、三反田、丁ヶ坪、口ノ町、石ヶ坪
- (上高屋) 半田、二反田、五反田、三十田、二ノ坪、三反田、六ッ
- (下高屋) 一丁田、四反田、二反田、二丁田、一ッ町、八反田
- (末 江) 二反田、五反田、六反田、四反田、三反田、中ノ坪
- (木井馬場) 六反田、六田、七田、七反田
- (内 垣) 老丁田、三十田
- (横 瀬) 貳反田、大坪
- (犬 丸) 八反田、五反田

に向けて取り返しのつかないことになっている。

**班田収授と** ところで、班田収授の法の実施によって農民は口分田

**農民の生活** を班給されるかわりに租が課せられたのを初め、次の

ように令の規定によってさまざまな税や負担が課せられた。

租 ……口分田二段について二束二把（一束は現在の二升に当たり、二束

二把で四升四合となる。この量は収穫量の三分一に当たる）

庸 ……正丁（二一歳から六〇歳までの男子）一人について、布二丈六尺

（七・八尺）を納める。（本来は上京して、中央政府に一〇日間使

役される歳役を指すが、代納物として布や米などで徴収。慶雲三

年（七〇六）には半減される）

調 ……繊維品（布・糸・絹・綿・綿、鉄・塩・水産物などその地の産

物を国が指定して納めさせた。（男子のみに課税）

雑徭 ……正丁は六〇日、次丁は三〇日、中男は一五日を限度に国司によっ

て使役される。（天平宝字元年（七五七）には半減される）

兵役 ……正丁が一戸内三丁の内から一丁の割合で徴発されて、年間三六日

を国司管轄下の軍団で軍事訓練を受けた。

仕丁 ……正丁が五〇戸（里のちに郷）から二人の割合で徴発されて、都で

中央官庁の雑役にしたがう。

公出挙 ……春に稲を貸し、秋に収穫時に元利合わせて返済させる。（後に強

制的になる）

義倉 ……飢饉に備えて、食料を倉に備蓄させる。（貧富の度合いで差はつ

けた）

このように律令による国家体制が確立し、令によって税制が整備され  
ると農民にはこのような負担がかけられ、全体としては厳しい生活を強  
いられていたことが推測される。土地税である租は収穫量の三分一程度で  
あり、それほど重い負担ではないが、調・庸の運送などは納税者の義務

とされ、正丁の中から選ばれた運脚が大宰府まで運び、往復の旅費も自

弁であった。雑徭では食料が支給されることもなく、国司の私用に使役

されることもあったといわれ、一家の労働の中心となっていた男子の年

間六〇日の労役は農民たちにとって大きな負担となった。さらに兵役・

仕丁についても、正丁の徴発は農作業を行ううえからも他の者に負担を

かけたであろうし、兵士の武器の自弁や仕丁の旅費も苦しい出費となっ

たはずである。そのほか公出挙の五割・一〇割の重い利息もあり、こ

れらが多くの農民の逃亡を招いたといわれる。

このような税が農民を苦しめたばかりでなく、天災・飢饉も容赦なく

農民に襲いかかった。養老三年（七一九）には「六道の諸国、早に遭ひ

て飢荒す、義倉をひらく」。神龜三年（七三六）には「尾張の民、すべて

二千二百四十二戸、稼、傷ひて飢饉多ぬ」と『続日本紀』に見える。

当時の農民の貧困の極限に近い暮らしぶりは、山上憶良の「貧窮問答

歌」によく表現されているが、また『続日本紀』にも「夫、百姓、或は

病に染沈して、年を経て癒えず、或いは亦重き病を得て、昼夜辛苦す」

と見える。これらは多くの農民の姿を語るものではなからうか。

**豊前国の特産品と調** 当時豊前国の特産品で、調・庸などの納税のために使

われたと思われるものは「延喜式」の中に見え、次の

ようなものがある。

（調）絹、綿袖（わたのつむぎ）、貫布（さよみのぬの）、綿、烏賊（いか）、

雑魚楚割（くさくさのそはり・こつおのかわ）

（庸）米（よね）、綿

（中男作物）黄蘗皮（きはたのかは）、雑魚楚割、鹿鮓（かのすし）、猪鮓

（いのすし）、鮓年魚（すしのあゆ）、漬塩年魚（しおつけのあゆ）、胡

麻油、荏油（えのあふら）、海石榴油（つはきあふら）、折薦（おりこ

も)、防壁(たてこも)、韓薦(からこも)

また、平城宮跡から昭和三十八年(一九六三)に発掘された荷札の木簡の一枚には

豊前国仲津郡調短綿百屯 四両 天平二年

とあるが、これは豊前国から大宰府に送られた綿(絹綿)が郡単位に一〇〇屯ずつまとめられて、府から都に送られたものである。

## 八 藤原広嗣の乱と郷土

### 乱までのようす

奈良時代の中ごろになって、われわれの郷土だけでなく全九州の諸国を巻き込んだ事件に藤原広嗣の乱がある。広嗣が大宰府の府官の地位と権力を利用して、管内の軍団兵士や在地豪族の出自である郡司とともに国内兵まで徴発して朝廷軍と戦わせたことは、当時のこの地方の人々にとっても衝撃的な出来事であつたにちがいない。

藤原広嗣は当時の中央政界で権勢をふるっていた藤原一族の式家藤原宇合の嫡子で、父宇合は大宰帥にもなった人物である。天平七年(七三五)から流行した痘瘡(天然痘)は二年後の天平九年になつても衰えを見せず、中央でも広嗣の伯(叔)父の房前・麻呂・武智麻呂、父の宇合があいついで病死したため、藤原氏の勢力は急速に衰えて、政界の勢力も大きく塗りかえられた。すなわち橘諸兄が唐から帰国した吉備真備や僧玄昉を味方に加えて政権を掌握してきた。

広嗣は天平九年には従五位に叙せられ、翌年には大和国司兼式部少輔に任ぜられたが、すぐに真備や玄昉と衝突して大宰少式に任ぜられ、中

央政界から左遷された。このような状況の中で広嗣は天平十二年八月になつて、数年来の不作・飢饉や疫病の流行という天災・異変は為政者の責任であるとして朝廷に上表文を送り、真備と玄昉の解任を要求したが、九月三日には挙兵して叛いたという知らせが朝廷に届いた。

### 反乱のようす

聖武天皇はさっそくこの日に参議大野東人を大將軍に任命し、東海・東山・山陰・山陽・南海の五道の兵士二万七〇〇〇人の討伐軍を編成して西下させた。その後の戦いのようすをまとめると次のようになる。

九月二十一日 大將軍大野東人が長門国豊浦郡額田部広麿に精兵四〇〇人を授けて関門海峡を渡らせる。

〃 二十二日 勅使佐伯常人・阿倍虫麿を隼人二四人と軍士四〇〇〇人の將として渡海させ、豊前国企救郡板櫃鎮(兵營)を襲

わせる。

〃 二十四日 企救郡板櫃鎮大長三田塩籠は箭二隻を背負つて野裏にかく

れる。

豊前国京都郡鎮長大宰史生小長谷常人と企救郡板櫃鎮小長凡河内田道は捕らえられて殺される。

登美・板櫃・京都三処の營兵一七六八人は生け捕られる。

〃 二十五日 広嗣は筑前遠賀郡の郡家に本營を定めて、国内の兵を徴発する。

豊前国京都郡大領楮田勢麻呂(兵五〇〇騎)、仲津郡擬少領膳東人(兵八〇人)、下毛郡擬少領勇山伎美麻呂・築城郡少領佐伯豊石(兵七〇人)が官軍に服する。

板櫃鎮大長三田塩籠が豊前国の百姓豊国秋山などにより殺される。

上毛郡擬大領紀宇麻呂などは賊徒の首四級を切る。